女性技術者等の配置に係る工事成績評定Q&A集

- Q1 交通誘導員に自社の社員を配置した場合、交通誘導員で評価するのか、その他従事者で 評価するのか。
- A 1 交通誘導員で評価します。(H30.5.15 削除)
- Q2 技能者が重機オペレーターに配置される等、一人の女性技能者等が複数の工種に 配置された場合はどのように評価するのか。
- A 2 評価点が高い方で評価します。 したがって、技能者が重機オペレーターに配置された場合は、工期の1/2以上 従事していれば技能者として評価します。
- Q3 女性従事者に係る必要な条件に記載されている、工程の1/2以上従事するとは どういう場合か。
- A3 例えば、型枠工の実施作業工程が20日間の場合、10日以上従事していることが 出面表で確認できる場合です。
- Q4 その他の従事者とは、臨時雇用者(アルバイト等)も含まれるのか。
- A 4 含まれます。 ただし、工程の1/2以上従事することが評価の条件となっていますので、どの工種に 従事したかを明確にする必要があります。
- Q5 会社の事務員は評価対象となるのか。
- A 5 現場作業員として現場に配置され且つ工程の1/2以上現場作業に従事されたことが確認できた場合は、従事した項目で評価します。
- Q6 女性従事者が複数の工種に従事し、合計日数が5日以上であることが確認できた 場合は評価対象となるのか。
- A 6 各工種の工程の1/2以上の条件を満たし且つ合計日数が5日以上であることが 確認できた場合は評価します。
- Q7 1工種に2人以上従事した場合の評価はどうするのか。
- A7 点数×人数で加点します。 例えば、交通誘導員を2人配置した場合は、1点×2人=2点となります。
- Q8 その他の従事者は、資格証の写しが必要か。
- A8 必要ありません。

- Q9 女性技術者に係る必要な条件等に記載されている工期とは、契約工期のことか。
- A9 工事完成通知書受理日までの実質工期のことです。(H30.5.22 追記)
- Q10 実施状況報告書及び添付資料を提出する際、工事打合簿が必要か。また、どこに 綴ればよいか。
- A10 工事打合簿は不要です。工事成績評定表の後に綴ってください。(H30.5.30 追記)
- Q11 主任技術者が技能者の資格を持っていた場合、女性技能者としても加点できるか。
- A 1 1 できません。A 2 と同様に評価点が高い方で評価します。(H30.5.30 追記)